

平成23年第4回八峰町議会臨時会会議録

平成23年11月28日（月曜日）

議事日程第1号

平成23年11月28日（月曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第89号 八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第90号 八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第91号 八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第92号 八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

出席議員（13人）

1番 松岡清悦	2番 見上政子	3番 柴田正高
4番 丸山あつ子	5番 門脇直樹	6番 腰山良悦
8番 福司憲友	9番 山本優人	10番 佐藤克實
11番 阿部栄悦	12番 鈴木一彦	13番 芦崎達美
14番 須藤正人		

欠席議員（1人）7番 皆川鉄也

説明のため出席した者

町長	加藤和夫	副町長	伊藤進
教育長	千葉良一	総務課長	田村正
会計課長	岡田辰雄	企画財政課長補佐	鈴木正志

町民生活課長	金平公明	福祉保健課長	佐々木 充
管財課長	伊勢 均	税務課長	小林孝一
教育次長	辻 正英	あきた白神体験センター所長	工藤金悦
産業振興課長	須藤徳雄	農林振興課長	松森尚文
建設課長	武田 武	幼児保育課長	加賀谷 敏一
学校給食センター所長	木村 学		

議会事務局職員出席者

議会事務局長 嶋津宣美 書記 船山厚子

午前10時00分 開 会

○議長（須藤正人君） おはようございます。

これより平成23年第4回八峰町議会臨時会を開会します。

7番皆川鉄也君から、以前より計画をしていた所用のために欠席届が提出されております。ご報告いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町会議規則第117条の規定により、8番福司憲友君、9番山本優人君、10番佐藤克實君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。

従って、本臨時会の会期は本日1日限りと決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。加藤町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と合わせてご報告を願います。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成23年第4回八峰町議会臨時会を招集致しましたところ、議員の皆様にはお忙しいところご出席をいただき誠にありがとうございます。

早いもので今年も残すところ1ヶ月余りとなり、寒さも大分増して来ましたので、議員の皆様におかれましても体調に十分注意していただきたいと思ひます。

先ほど黙禱を捧げましたけれども、11月9日に米森企画財政課長が懸命の入院治療にもかかわらず他界されました。生前、議員の皆様には、大変お世話になり、厚くお礼を申し上げます。非常に有能な職員であり、誠に残念ではありますが、皆様と共に心からご冥福を申し上げる次第であります。

それでは、今議会に提案しております議案についてご説明いたします。

議案第89号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、秋田県人事委員会の給与改定の意見に鑑み、当町においても給与改定しようとするものであります。主な改正内容は、給料表の0.26%の減額、期末手当の0.05ヵ月の増額、4月から11月までの給与月額0.39%の減額、給与構造の見直しによる現給保障額の0.49%の減額などとなっております。

議案第90号、八峰町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定については、一般職の職員の給与改定により常勤の特別職の期末手当を0.05ヵ月増額しようとするものでございます。

議案第91号、八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定については、常勤の特別職の手当改定と同様の改定をしようとするものであります。

議案第92号、八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてについても、常勤の特別職の期末手当改定と同様の改定をしようとするものであります。

以上、今議会臨時会の議案は4件であります。

詳細については、各議案提案の際に説明させますので、よろしくご審議の上、適切なお決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本日の臨時会終了後に議会全員協議会をお願いしておりますが、八森地区統合子ども園建設予定地検討委員会からの答申内容について報告させていただきます。

以上であります。

○議長（須藤正人君） 議長報告につきましては別紙報告書のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

日程第4、議案第89号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条

例制定についてを議題とします。当局の説明を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） 皆様、おはようございます。

それでは議案第89号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成23年11月28日

八峰町長 加藤 和夫

提案理由でございますが、県職員の給与に対する秋田県人事委員会の意見に鑑み、町職員の給与月額及び期末手当について改定する必要があるため、条例を改正するものでございます。

1枚めくっていただきたいと思います。

八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例ですが、第1条につきましては、職員の期末手当の改正と別表第1の給料表の改正を規定しております。詳しい説明は後ほどさせていただきます。

で、1枚めくっていただきまして、右側の中段から表の下でございます。

第2条の改正でございますが、これにつきましては現給保障額の引き下げを規定しているものでございます。

第3条は24年度の期末手当の支給割合の変更を規定しているものでございます。

附則につきましては、施行期日や減額調整について規定しています。

これらについて配付しております総務課資料に基づきましてご説明をさせていただきますと思います。

それでは総務課資料をご覧になっていただきたいと思います。お手元に配付しておりますのでご覧になっていただきたいと思います。

これ、条例案の説明資料ということで、改正理由でございますが、先ほども申しましたが、秋田県人事委員会の勧告に準じて給与改定するというものであります。

改正内容につきましては、一つ目は、期末手当の支給割合の引き上げでございます。

一般職の職員の期末手当を0.05ヵ月引き上げるものでございまして、今年度は12月支給分を0.05ヵ月増やすということでありまして、現行は100分の135・・・12月分ですが、現行が100分の135、改定後が100分の140ということでございます。

それで24年度につきましては、この0.05ヵ月をそれぞれ6月と12月に按分するという
ことで、0.025ヶ月ずつにするという、6月が100分の122.5と、それから12月が100分の
137.5と、そのようにするものでございます。

その下の再任用職員の期末手当につきましては、これは0.075ヵ月ということですが、
本町には該当する職員はございませんので、ご覧になっていただきたいと思います。

②でございます。給料月額を引き下げでございます。これは議案にありました別表第
1の給料表のことでございまして、中高年層を中心に別表1のとおり給料表を引き下げ
改定するものでございます。

平均で0.26%の減というふうになっております。対象者は58人でございます。

大体対象なる職員としては、月額300円から2,000円の減額というふうになっておりま
す。

続きまして3つ目でございますが、年間給与で民間との均衡を図るため、4月から11
月の8ヵ月分の給与月額及び6月に支給された期末勤勉手当の合計額をそれぞれ減額
調整するものでございまして、0.39%引き下げるものでございます。対象は給与引き下
げ改定に該当する職員ということで、②番と同じで対象者が58名でございます。

4つ目の改正でございますが、現給保障額、これ平成18年度に給与構造の見直しに伴
う経過措置ということでございますが、これの引き下げでございまして0.49%の引き下
げになっております。

これにつきましては、対象者は34人というふうになっております。

で、この改正による全体の影響額でございますが、期末手当の改定分として242万4
千円の増と。

それから、2番目の給料表の改定に寄りまして、31万8千円の減額と。

それから、3つ目の減額調整分ということで、96万円の減額。

それから、4つ目が現給保障額の改定によりまして、4万6千円の減額ということで、
合計しますと110万円の増額というふうなことになることになっております。

ま、これを単純に平均しますと、一人当たり8,600円程度の増というふうなことにな
ります。

これらの関係予算につきましては、他の人件費の異動などもありますので、12月定例
会に合わせて提出いたしたいと思っているのでよろしく申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（須藤正人君） これより議案第89号について質疑を行います。質疑ありませんか。
2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） これの資料の提出は中高年以下の人たちにはそれなりに増額された給料にはなると思うんです。

ただ中高年からの層ということで58人も対象者がいるということで、平均300円～2,000円ということですが、これはすべて基本給料というのは、基本体系ですので、これにいろいろなものが今後付随してくるわけですよ。年金とかいろいろな共済の掛金、いろいろなものが付いてくるわけですので、減額されるということは、かなり影響あるんじゃないかなと思うんですが。

それと、4月から遡ってというか、遡った減額ということでこれも0.39%、かなり率が多いんですが、聞きたいことは、中高年層といわれますけれども、年金とかもいろいろ絡みがありますので、何歳位からが対象になるのか。

それと③番の遡った0.39%、これ一人当たりどれ位の金額になるものか教えてもらいたいと思います。

○議長（須藤正人君） 2番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） まず一つ目の給料表の改定、かなり影響があるのではということでございます。

それで、中高年層は何歳位なのか。その何歳というのははっきり申し上げることは出来ないんですけども、議案のですね、表をご覧くださいまして、今回の減額の改定になっているところを申し上げます。

1級、これは若い職員になりますけれども、いずれ採用の年次とか採用された年ですね、それで変わるわけですけど。1級、この1級については若い人が多いのですが、これは改定がございません。それから、2級につきましては、77号のところから改定になっておりますので、ずっと後ろの方ですね。77号級のところから300円ずつ若干減額幅が大きくなっていっているというところなんです。それから、3級の場合、これは61号から減額になっております。それから、4級の場合は、45号級のところから、減額になっていると。それから5級の場合は37号級のところから減額になっていっております。6級のところでは29号から400円とか500円とかいう形で減額になっております。

確かにおっしゃるとおり減額されますと、いろいろ影響がでますけれども、やはり県の人事委員会の勧告がですね、地域の実情を反映しているんじゃないかなということ、

今までも勧告に準じて改定してきておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、0.39のところですね。96万円のところですね。これをですね、58人で割りますと、1人当たり1万6,550円ですか、約それ位になります。これは人事委員会の調査というのは4月以降の民間の給与それから手当等を調査して秋にいつも勧告をするわけですし、4月から役場職員の方に反映させるというのはちょっと調査に時間がかかるためにですね、やはり遑らずを得ないという状況でございますのでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） ちょっと質問2点ばかりありますが、給料人事勧告だわけですけども、これが国の国会レベルでは公務員の給料を下げるもしくは削減するという方向で話し合っている状況にあるわけです。で、こうした中で職員の皆さんの組織である組合があると思うわけですけども。この勧告に対してですね、職員組合の考えはどのような削減ということに対して、職員組合はどのようなふうな意見を持って当局が臨んでいるのかということとですね、秋田県では確か1万3,000社ほどの法人があると思いますが、そのうち50人以上……。まあ人事院勧告が対象とする50人以上の事業所はおそらく250かそれらしかないという記憶があります。それで、秋田県のこの250のレベルと給与体系表が近いのかどうかということをお尋ねします。

○議長（須藤正人君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） 職員組合、労働組合の方ではどう思っているのかということだと思います。24日に職員組合の委員長はじめ幹部の方々とこのことについてお話をいたしました。組合の方針といいますかね、これも人勧に添ってやって欲しいなという意向でありましたし、私共の方も特別な事情がない場合はまず人勧を尊重してやっていくんだということで、引き下げの部分については、そう簡単には納得しないとは思いますが、今回は期末手当も若干あるということで、本音としては致仕方ないのかなという反応でございました。

それから、この給与体系でございますが、これは県の人事委員会がおっしゃるとおり50人以上の事業所を詳細に調査したというふうな報告というか調査票を県から頂戴しております。なので、この辺とはどうか、県内の事業所全体ですので、県内の実情をかなり反映しているというふうには伺っております。

よろしいでしょうか。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 期末手当に関してですけれども、年間給与で民間との均衡を図るためという理由でございますけれども、何日前の新聞でしたか、私ここに資料を持っていませんので、詳しいことは述べられませんが、県内企業に冬のボーナスを支給するかしないかという何十社だかにアンケートを取ったというその結果が出ていたんですね、魁に。そしたら58%だったと思うんですが、まあこの数字は間違っているのかもしれませんが、「支給しない」という企業の方が多かったんです。それと、「支給する」と答えた企業に対して、「昨年より多く支給する」、それから「昨年並み」、それから「引き下げる」という3つでどうするのかとアレしたら、「昨年より引き上げる」と回答した企業は10社に満たなかった気がするんです。

まあ、後でその新聞を見れば詳しい数字は出ていると思うのですが、「前年より引き下げる」と回答した企業の方が多かったように感じました。

そして、「引き上げる」と言った企業はですね、それこそ100人以上の金融だとかそういう県内でも大きい会社であります。縫製会社などは「支給しない」というところがほとんどだったような気がします。それこそ、12人未満、20人未満の企業は「支給しない」というところがほとんど。それで、50人位だと「支給する」と回答されたところが多かったように感じております。

なんかこの文章、理由付けが私ちょっと引っかかるんですよね。「民間との均衡を図る」と、こういうふうな。どこの数値を基にして民間との均衡を図ると。こういう具合に理由付けされたのか。それについて、説明してください。

○議長（須藤正人君） 3番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） 民間との均衡を図るということはどういうことかという内容ですけれども、県の人事委員会の調査によりますと、4月時点ですね、民間の給与差が公務員の方が1,030円、これはあくまでもどうしても高いところ低いところありますけれども、平均であると思います。これが民間の方が低い、1,030円低いというふうなことでございました。

それから、手当につきましては、民間の方が0.11ですか。多いという調査結果に基づいて勧告したと伺っております。

そういうことで民間と均衡をとるということで、期末手当は引き上げる、給料表は引き下げるというふうなことでございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 県のその統計の取り方、従業員数何名以上対象として合計を取って、そういう数字がでてきたのか。それこそ、今言ったように100人以上の従業員を抱えている会社だとボーナスを昨年より多く支給するという回答した割合が多かったと。それで、本当に小規模といわれる10人とか20人、そういう企業であれば「支給しない」というところが多かったんです。

ですからその統計をとるその従業員数だと思うんですよ。

だから、県の方ではどの位の人数の企業を対象として統計取られたのか。そのところを教えてください。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） 県では50人以上、従業員が50人以上の企業を調査しております。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 改定内容の2番の項目の期末手当の支給割合の引き上げのところの。24年度の12月の支給の期末手当がもう出されていますけれども、これはあれですか、今からこの6月は迫っていますので、12月の率の確定も今ここで決めなくてはいけないんですか。ここで12月も100分の2.5下がるということで、ここで確定した金額を、確実に下がるわけですね。これも今ここで途中でまた変わるとかじゃなくて、確定ということですか。

○議長（須藤正人君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） はい。今回12月で0.05ヵ月を上げざるを得ないというのは人事委員会の調査がどうしても6月の支給には間に合わない。報告が、勧告が間に合わないものですから、12月でまず今年度は調整するというようにしておりますが、実際もっと早く調査して今年の支給に間に合うならば24年度と同じような改正になるんですが、どうしても間に合わないの12月で上げざるを得ないということで。0.05ヵ月を本当は0.025と0.025に割り振りしたいと。本来であればそうしたいですけども、間に合わないの12月で一旦まず全額0.05ヵ月を引き上げておいて、24年度は元の状態に戻すということなので下がるというわけではなくて、その0.05ヵ月を半分ずつにしたということでもありますので、年間の給与が、ボーナスが下がるということではないんです。よろしいでしょうか。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 反対の立場で討論させていただきます。

職員の皆さんが日頃から町民のために頑張っておられることは十二分に理解しております。

しかしながら、これ本来であれば町内の企業の状況、期末手当を支給している企業はどれくらいあるのか。町内の職員の給与ですから、本来であれば町内企業を調査の結果どうするかというのが本来の筋だと思うわけです。それこそまあそれで若い職員たちのことに配慮して職員には給料には手をつけないで、それこそ中高年層といわれる比較的多く給与をいただいている職員の方々が対象であります。ですから、町内の経済状況を鑑みればとても上げるということに対して、実質年間所得でいえば引き上げるわけですので、上げるということには心苦しい面もあるんですが、とても賛成しかねないという考えであります。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第89号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須藤正人君） はい、起立多数です。

従って議案第89号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第90号、八峰町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。当局の説明を求めます。

休憩します。

午前10時31分 休 憩

.....
午前10時46分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

当局の説明を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） それでは議案第90号、八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

八峰町特別職の職員で、常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成23年11月28日

八峰町長 加藤 和夫

提案理由でございますが、町長及び副町長の期末手当の額を改定する必要があるため、条例改定するものであります。

次のページをご覧ください。

これが条例改正文でございますが、内容につきましては、町長・副町長の期末手当を0.05ヵ月増額するという内容でございます。

以上です。

○議長（須藤正人君） これより議案第90号に対し質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。10番佐藤克實君。

○10番（佐藤克實君） 本案に対して反対の討論をしたいと思っております。

今年は3月11日の大震災含め東北、厳しい状況におかれていることは確かであります。

○議長（須藤正人君） 10番議員、賛成討論ですか。反対討論ですか。

○10番（佐藤克實君） 反対討論します。

3月11日以来のこの状況を見ますと、非常に厳しい経済状況になっているところは、誰しもお承知のとおりだと思います。で、ここでやはり特別職の給料を期末手当とはいえ上げるといことは非常に町民のご理解が得られないのではないかと思います。

つきましては、反対したいと思います。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第90号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方はご起立願います。

(起立なし)

○議長（須藤正人君） 起立ありません。

従って議案第90号は否決されました。

日程第6、議案第91号、八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。当局の説明を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） それでは議案第91号、八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するという事です。

平成23年11月28日

八峰町長 加藤 和夫

提案理由でございます。教育長の期末手当額を改定する必要があるため条例改定するものでございます。

1ページめくっていただきまして、これは教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の内容でございますが、これにつきましても教育長の期末手当を0.05ヵ月引き上げるという改正でございます。

以上です。

○議長（須藤正人君） これより議案第91号に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。10番佐藤克實君。

○10番（佐藤克實君） 先ほどの90号の議案と理由は同じで今上げるというのは町民の理解が得られないと思いますので反対したいと思います。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（須藤正人君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第91号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方はご起立願います。

(起立なし)

○議長（須藤正人君） 起立ありません。

従って議案第91号は否決されました。

日程第7、議案第92号、八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。当局の説明を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） 議案第92号、八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成23年11月28日

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございますが、町議会議員の期末手当の額を改定するため条例改定するものでございます。

1ページめくっていただきまして、これが条例改正の内容でございます。これにつきましても期末手当を0.05ヵ月引き上げるという改正内容でございます。

以上で終わります。

○議長（須藤正人君） これより議案第92号に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。10番佐藤克實君。

○10番（佐藤克實君） 本案も90号、91号と同様の意見でありまして、本案には反対したいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第92号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方はご起立願います。

（起立なし）

○議長（須藤正人君） 起立ありません。

従って議案第92号は否決されました。

これをもって平成23年第4回八峰町議会臨時会を閉会します。ご協力ありがとうございました。

午前10時54分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 須 藤 正 人

同 署名議員 8番 福 司 憲 友

同 署名議員 9番 山 本 優 人

同 署名議員 10番 佐 藤 克 實